

函館市国民健康保険料減免取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号。以下「条例」という。）第24条第1項第1号および同条第2項の規定による保険料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（原則）

第2条 保険料の減免は、保険料の納付義務者またはその世帯に属する被保険者（以下「納付義務者等」という。）が、負担能力の低下等により保険料の納付が困難となった場合において、分割納付等の措置を講ずることによってもなお納付が困難と認められるときに、その世帯の納付義務者に対し行うものとする。

2 この要綱に定める保険料の減免の決定については、申請の内容および申請をした世帯の負担能力，生活状況，資産状況その他の事項を調査のうえ，行わなければならない。

（減免の対象事由）

第3条 保険料の減免の対象事由は、所得の申告を行っている世帯が、次に掲げる事由に該当する場合とする。

- (1) 納付義務者等の所有に係る住宅または家財について、災害により受けた損害の金額（保険金，損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額。）がその住宅または家財の価格の10分の3以上で、前年の世帯合計所得金額（条例第19条第1項第1号に規定する保険料の減額の基準となる総所得金額（公的年金等に係る所得が含まれている場合にあっては，当該公的年金等の所得金額は条例附則第3条に規定する15万円の控除をする前の額によるものとする。）および山林所得金額の合算額をいう。以下同じ。）が1,000万円以下であること。
- (2) 冷害，凍霜害，干害，津波，高潮または風水害により，農作物または漁獲物の減収による損失額の合計金額（農作物にあっては減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）により支払われ

るべき農作物共済金額を、漁獲物にあつては減収価格から漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により支払われるべき漁業共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物または漁獲物による収入金額の10分の3以上で、前年の世帯合計所得金額が1,000万円以下（当該世帯合計所得金額のうち農業所得または事業所得（漁業事業）以外の所得金額が400万円を超えるものを除く。）であること。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受け、国民健康保険の加入資格を世帯員全員が喪失したこと。

(4) 納付義務者等の前年の世帯合計所得金額が、前年の生活保護基準相当金額（生活保護法第8条による厚生労働大臣の定める基準の額に相当する金額をいう。）の1.2倍以下で、納付義務者等が次に掲げる事由に該当し、当該年の世帯合計見込所得金額が前年の世帯合計所得金額（当該世帯に第10条第5号および第6号に規定する収入がある場合にあつては、同条第5号および第6号に規定する方法により算定した額を加えた額とする。）の10分の2以上減少すること。

ア 負傷し、または疾病にかかったこと。

イ 盗難にあったこと。

ウ 死亡または失踪等をしたこと。

エ 失業または転業をしたこと。

オ 事業を廃止し、または休止したこと。

カ その他これらに準ずることと市長が認めたこと。

(5) 監獄、労役場その他これらに類する施設に1月を超えて拘禁されたこと。この場合においては、第3条本文にかかわらず、所得の申告を要しないものとする。

（減免の割合等）

第4条 保険料の減免の割合等は、別表に掲げるとおりとする。

（減免の対象とする保険料）

第5条 普通徴収の方法により保険料を徴収されている者の保険料の減免は、その減免の事由の生じた日の属する年度毎に、減免の申請のあ

った日以後に到来する納期に係る保険料（当該保険料を申請日前に納付している場合は、当該保険料を除く。）について行うものとする。

2 特別徴収の方法により保険料を徴収されている者の保険料の減免は、その減免の事由の生じた日の属する年度毎に、減免の申請のあった日以後に到来する普通徴収の納期に相当する期間の保険料について行うものとする。

3 第3条第1号に該当する者の保険料の減免は、前2項の規定にかかわらず、その減免の事由の生じた日の属する月から1年分の普通徴収の納期に係る保険料（特別徴収については、普通徴収の当該納期に相当する保険料）について行うことができるものとする。

4 第3条第3号に該当する場合に係る保険料の減免は、第1項および第2項の規定によるもののほか、当該保険料のうち納期が到来したものについて、未納の保険料があるときは、当該未納の保険料について行うことができる。

5 第3条第5号に該当する者の保険料の減免は、第1項および第2項の規定にかかわらず、減免の事由が生じた日（未決の拘留期間があるときは、当該拘留された日）の属する月から減免の事由が消滅した日の属する月の前月までの期間に相当する保険料について行うことができるものとする。

（適用除外）

第6条 前3条の規定にかかわらず、第3条第4号に該当する場合の世帯が、次の各号のいずれかに該当する世帯であるときは、保険料の減免は行わない。

- (1) 当該年度の保険料に所得割が賦課されていない世帯
- (2) 当該年度の保険料が条例第19条の規定により減額されている世帯
- (3) 蓄積された資産（居住用財産を除く。）、退職金、保険金、保障金、仕送り等により当面の生活に支障のない世帯
- (4) 生活困窮の状況が、近い将来において保険料の減免を要しない状態となる見込である世帯
- (5) 前年度までの保険料を完納していない世帯（納付相談を経て分割

等の方法により納付を履行している世帯を除く。)

(申請手続)

第7条 条例第24条第2項に基づく減免の申請は、別記第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、第3条第5号に該当する者については、その拘禁を証明する書類の提出により、申請があったものとみなすことができる。

ア リ災証明(第3条第1号に該当する場合)

イ 医師の診断書および医療費の請求書または領収書(第3条第4号アに該当する場合)

ウ 盗難証明書(第3条第4号イに該当する場合)

エ 事業主の発行する給与証明書、その他これに類する証明書を得ることができないときは、給与明細書等(第3条第4号エに該当する場合)

オ 民生委員の発行する無職証明書(第3条第4号エの失業に該当する場合)

カ 廃業届(第3条第4号オに該当する場合)

キ 生活保護決定通知書または生活保護受給証明書(第3条第3号の規定に該当する場合)

ク その他市長が必要と認める書類

(減免の決定通知)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、保険料の減免を決定したときは、申請者に対し、速やかに別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

(減免の却下等)

第9条 市長は、第7条の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請を却下するものとする。

(1) 第3条の規定による保険料の減免を受けることができる要件を欠いている場合

(2) 虚偽の申請をした場合

(3) 第7条に規定する添付書類を提出せず、または事情聴取等の調査に応じない場合

2 市長は、前項の規定により申請を却下したときは、その申請者に対し、別記第4号様式の通知書により通知するものとする。

（見込所得金額の算定方法）

第10条 保険料の減免をする場合における納付義務者等1人当りの年間見込所得金額は、その者の収入の区分に応じ、次に掲げる額の合計額とする。

- （1）給与収入については、給与証明書等によるものとし、給与収入金額から給与所得控除をして得た額
- （2）日雇い等月々の収入が不安定な者に係る収入については、申請前3月の平均月収に今年中の雇用が継続すると予想される月数を乗じて得た額から給与所得控除をして得た額
- （3）公的年金収入については、年金支払通知書等によるものとし、公的年金収入金額から公的年金控除をして得た額
- （4）事業等による収入については、事業等総収入金額から必要経費相当額を控除して得た額
- （5）失業給付金、労災保険金等に係る収入については、当該給付金等を給与収入とみなし、当該給付金等の収入金額から給与所得控除をして得た額
- （6）遺族年金、障害年金、母子年金等に係る収入については、公的年金収入とみなし、当該年金等の収入金額から公的年金控除をして得た額

（減免事由の消滅届）

第11条 保険料の減免を受けている納付義務者は、当該減免の対象事由が消滅した場合は、遅滞なく別記第5号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

（減免の取消等）

第12条 市長は、前条の届出があったとき、または虚偽の申請その他不正な行為により保険料の減免を受けたことを知ったときは、直ちに保険料の減免を取り消し、当該納付義務者に対し、別記第6号様式の通知書により通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 函館市国民健康保険料減免取扱要綱(昭和 6 3 年 6 月 1 0 日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の規定は、平成 4 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、東日本大震災（平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。）、帰還困難区域および、旧避難指示区域等（平成 2 5 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 2 6 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 2 7 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成 2 8 年度および平成 2 9 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部および富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部および富岡町の一部）の区域等、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部および浪江町の一部）の区域および令和 5 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯館村の一部および富岡町の一部）の区域をいう。）に住所を有し、被災後、本市に転入した納付義務者にあつては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和 7 年 2 月 2 0 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）に基づき、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める保険料を減免することができるものとする。

- (1) 平成 27 年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層（世帯に属する被保険者について、令和 5 年の国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯）を除く旧避難指示区域等の被保険者

令和 6 年度相当分の保険料の半額

- (2) 帰還困難区域および上位所得層（世帯に属する被保険者について、令和 5 年および令和 6 年の国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯）を除く旧避難指示区域等（平成 28 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者

令和 6 年度相当分の保険料および令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に到来する納期に係る令和 7 年度相当分の保険料

- (3) 令和 5 年 4 月 2 日以降令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯館村の一部および富岡町の一部）の上位所得層（世帯に属する被保険者について、令和 5 年の国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯）の被保険者

令和 6 年度相当分の保険料額であって、令和 6 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額

- (4) 平成 28 年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層（世帯に属する被保険者について、令和 5 年および令和 6 年の国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯）を除く旧避難指示区域等の被保険者

令和 6 年度相当分の保険料および令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に到来する納期に係る令和 7 年度相当分の保険料の半額

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 5 号の規定は、平成 5 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 3 条第 5 号の規定は、平成 6 年度分までの保険料については、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成 2 0 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 1 9 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の函館市国民健康保険料減免取扱要綱の規定は、平成 2 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 2 1 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 （第4条関係）

対 象 理 由	減 免 の 割 合 等		
第 3 条 第 1 号 に 該 当 す る 場 合		減 免 の 割 合	
	世 帯 合 計 所 得 金 額	損 害 の 程 度	
		1 0 分 の 3 以 上 1 0 分 の 5 未 満	1 0 分 の 5 以 上
	5 0 0 万 円 以 下 で あ る と き	2 分 の 1	全 部
	7 5 0 万 円 以 下 で あ る と き	4 分 の 1	2 分 の 1
	7 5 0 万 円 を 超 え る と き	8 分 の 1	4 分 の 1
	第 3 条 第 2 号 に 該 当 す る 場 合	世 帯 合 計 所 得 金 額	減 免 の 割 合
3 0 0 万 円 以 下 で あ る と き		全 部	
4 0 0 万 円 以 下 で あ る と き		1 0 分 の 8	
5 5 0 万 円 以 下 で あ る と き		1 0 分 の 6	
7 5 0 万 円 以 下 で あ る と き		1 0 分 の 4	
7 5 0 万 円 を 超 え る と き		1 0 分 の 2	
第 3 条 第 3 号 に 該 当 す る 場 合		世 帯 合 計 所 得 に か か わ ら ず 減 免 の 割 合 は, 全 部	

第3条第4号に 該当する場合	<table border="1" data-bbox="564 322 1265 1247"><tr><th data-bbox="564 322 1027 454">所得の減少割合</th><th data-bbox="1027 322 1265 454">減免の割合</th></tr><tr><td data-bbox="564 454 1027 566">10分の8以上</td><td data-bbox="1027 454 1265 566">10分の8</td></tr><tr><td data-bbox="564 566 1027 678">10分の7以上10分の8未満</td><td data-bbox="1027 566 1265 678">10分の7</td></tr><tr><td data-bbox="564 678 1027 790">10分の6以上10分の7未満</td><td data-bbox="1027 678 1265 790">10分の6</td></tr><tr><td data-bbox="564 790 1027 902">10分の5以上10分の6未満</td><td data-bbox="1027 790 1265 902">10分の5</td></tr><tr><td data-bbox="564 902 1027 1014">10分の4以上10分の5未満</td><td data-bbox="1027 902 1265 1014">10分の4</td></tr><tr><td data-bbox="564 1014 1027 1126">10分の3以上10分の4未満</td><td data-bbox="1027 1014 1265 1126">10分の3</td></tr><tr><td data-bbox="564 1126 1027 1247">10分の2以上10分の3未満</td><td data-bbox="1027 1126 1265 1247">10分の2</td></tr></table> ※減免割合の適用は、保険料の所得割にかかる部分に限る。 所得の減少割合は、前年の世帯合計所得金額に対する当該年の見込所得金額の減少割合である。	所得の減少割合	減免の割合	10分の8以上	10分の8	10分の7以上10分の8未満	10分の7	10分の6以上10分の7未満	10分の6	10分の5以上10分の6未満	10分の5	10分の4以上10分の5未満	10分の4	10分の3以上10分の4未満	10分の3	10分の2以上10分の3未満	10分の2
所得の減少割合	減免の割合																
10分の8以上	10分の8																
10分の7以上10分の8未満	10分の7																
10分の6以上10分の7未満	10分の6																
10分の5以上10分の6未満	10分の5																
10分の4以上10分の5未満	10分の4																
10分の3以上10分の4未満	10分の3																
10分の2以上10分の3未満	10分の2																
第3条第5号に 該当する場合	第3条第5号に該当する者にかかる部分に限り 減免の割合は、 全 部																

国民健康保険料減免申請書

年 月 日

(宛先) 函 館 市 長

申請者 住所 函館市 町 丁目 番(番地) 号
氏名
電話 ()

下記のとおり減免を受けたいので、その理由を証する書類を添えて申請します。

年 度		通知書番号	
納 付 義 務 者 住 所		函 館 市 町 丁 目 番 (番 地) 号	
納 付 義 務 者 氏 名			
納 期	賦 課 額 (円)	申 請 事 由 (具 体 的 に 記 入 し て く だ さ い)	
第 1 期			
第 2 期			
第 3 期			
第 4 期			
第 5 期			
第 6 期			
第 7 期			
第 8 期			
第 9 期			
第 10 期			
随 時			
合 計			

注)ただし、生活保護に係る減免については、生活保護の申請が却下されたときは減免を取り消します。

国民健康保険料減免決定通知書

函 市 国
年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった、 年度国民健康保険料減免申請は、
調査の結果、函館市国民健康保険条例第 2 4 条第 1 項第 1 号および第 2 項の規定により下
記のとおり減免することと決定したので通知します。

			整理番号		
年度		通知書番号			
納付義務者住所					
納付義務者氏名					
納期	当初保険料	減免する金額	減免後の保険料	納付済みの保険料	納付すべき保険料
第1期					
第2期					
第3期					
第4期					
第5期					
第6期					
第7期					
第8期					
第9期					
第10期					
随時					
合計					

注) 1 同封した納付書により納付してください。
2 保険料の減免を受けている事由が消滅した場合は、遅滞なく減免事由消滅届
出書を函館市長に提出してください。

国民健康保険料減免却下通知書

函 市 国
年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった、 年度国民健康保険料減免
申請は、調査の結果、下記の理由により却下と決定したので通知します。

記

却下の理由

注）既に納期が到来している保険料については、早急に納付してください。

国民健康保険料減免事由消滅届出書

年 月 日

(宛先) 函 館 市 長

申請者 住所 函館市 町 丁目 番(番地) 号
氏名
電話 ()

下記のとおり減免の事由が消滅しましたので届出します。

[illegible]

国民健康保険料減免取消通知書

函 市 国
年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けをもって、函館市国民健康保険条例第 2 4 条第 1 項第 1 号
および第 2 項の規定により減免された保険料について、下記のとおり取り消したので通知
します。

				整理番号	
年度		通 知 書 番 号			
納 付 義 務 者 住 所					
納 付 義 務 者 氏 名					
納 期	当初保険料	減免する金額	減免後の 保 険 料	納付済みの 保険料	納 付 す べ き 保 険 料
第 1 期					
第 2 期					
第 3 期					
第 4 期					
第 5 期					
第 6 期					
第 7 期					
第 8 期					
第 9 期					
第10期					
随 時					
合 計					